

## 公募型プロポーザル方式に係る手続きの開始

次のとおり公募型プロポーザル方式による手続きを開始します。

令和7年（2025年）2月4日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 1 業務の概要

- (1) 業務名  
山口県警察学校給食業務委託
- (2) 業務内容  
山口県警察学校の教育訓練計画に基づく各教育課程に入校する学生、教職員が必要とする給食の提供及びそれに付随する業務
- (3) 履行期間  
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）
- (4) 履行場所  
山口県山口市仁保下郷11459番地 山口県警察学校

### 2 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、給食業務について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) この手続きの開始の日から提案の審査手続き完了までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 令和4年4月1日以降、山口県内で食中毒や重大な事故等により営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (6) 令和7年3月1日以前の3年間で、特定給食施設若しくは特定多数人（1回50食以上又は1日100食以上程度をいう）に対して継続的に食事を提供する施設での給食業務について、通算して2年以上の契約実績を有すること。

### 3 応募要項の配付

- (1) 場所  
山口市仁保下郷11459番地 山口県警察学校
- (2) 日時  
令和7年2月4日（火）から2月19日（水）までの午前9時から午後5時までの間（土日祝日を除く）

#### 4 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 提出方法  
持参し、又は郵送すること。
- (2) 提出場所  
山口県警察学校 庶務係（〒753-0303 山口市仁保下郷1 1 4 5 9番地）
- (3) 提出期限  
令和7年2月21日（金）午後5時

#### 5 提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

- (1) 提出方法  
持参し、又は郵送すること。
- (2) 提出場所  
山口県警察学校 庶務係（〒753-0303 山口市仁保下郷1 1 4 5 9番地）
- (3) 提出期限  
令和7年2月26日（水）午後5時

#### 6 審査

審査は、次の審査委員により行い、最も優れた提案書を提出した者の特定にあつては、令和7年2月28日（金）における提案者のプレゼンテーション及び書類審査によるものとする。

（時間、場所等の詳細は、別途通知する。）

審査委員

山口県警察学校長

山口県警察学校副校長

山口県警察学校学生指導官

山口県警察学校校長補佐（教務第一担当）

山口県警察学校校長補佐（教務第二担当）

山口県警察学校校長補佐（学生第一担当兼学生第二担当）

#### 7 その他

- (1) この手続の開始後に、2(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年2月7日（金）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、県は契約を解除することができること、また、契約の解除により損害を受けた場合であっても、受託者は、その損害の賠償を県に請求することができないことを記載する。
- (4) 詳細については、山口県警察学校庶務係（電話083-929-0700）に問い合わせること。